

第38回筑波大学大学研究センター公開研究会

大競争時代の大学

高等教育分野の規制改革

—総合規制改革会議の第一次答申の概要—

松坂 浩史（内閣府総合規制改革会議事務室）

はじめに

内閣府総合規制改革会議事務室の教育担当をしております松坂でございます。ただいまから、平成13年12月11日に出された総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第一次答申」の、主に高等教育領域の記載事項についてお話ししたいと思います。

本日の研究会のテーマは「大競争時代の大学」ということですが、昨年（平成13年）の総合規制改革会議では、まさに競争ということをテーマにして、教育あるいは医療、社会福祉、労働、環境、都市という、いわゆる從来あまり規制改革が進んでこなかったといわれる社会的規制の分野について、重点的に取り上げて1年間検討を進めてきました。そして、12月に第一次答申という形で内閣総理大臣に答申いたしました。答申の具体的な中身に入る前に、まず、総合規制改革会議とは何なのかということについて簡単にご説明したいと思います。從来、いわゆる高等教育政策については、大学審議会において、あるいは臨時教育審議会や教育改革国民会議などを通じて、主に文部科学省を中心に検討が進められてきたところですが、今回、なぜ内閣府に置かれている総合規制改革会議でこのような教育改革について議論をしたかということについて、次のような経緯があります。

総合規制改革会議とは、昨年の4月に設置された、内閣総理大臣に対する諮問機関ということになっていまして、いわゆる各省におかれる審議会の1つです。担当は、石原行政改革・規制改革担当大臣ですが、答申自体は総理に対するものになっています。この総合規制改革会議には規制改革委員会という前身の組織がありました。規制緩和につきましては、平成6年12月に行政改革委員会に規制緩和小委員会というものが設置されて以降さまざまな規制緩和事項について議論をし、1年毎に見解、意見、答申というような形で世に問うてきたものです。当初、平成6年の行政改革委員会では教育については全く議論されず、主に通信分野、エネルギー、港湾の規制改革など、いわゆる経済分野の規制改革を中心にして議論されましたが、その後経済分野についての規制緩和が進むにつれて、教育などの社会的分野の規制緩和が足りないのではないかという議論がだんだんと沸き起こってきました。そして、規制緩和小委員会から規制緩和委員会、規制改革委員会と、組織の名称などは少しづつ変わっていったのですが、次第に教育などの社会的分野の比重が高まってきたと言えると思います。

第一次答申の概要について

それでは、本日お配りした規制改革の推進に関する第一次答申について、ご説明申し上げます。一枚めくっていただきますと、教育ワーキンググループの委員名簿があります。今年の教育分野については、このようなメンバーで議論を進めてまいりました。主査は東京大学大学院情報学環

の米澤教授、副主査に森ビルの森社長、委員としてはリクルートの河野社長、イー・ウーマン（インターネット関連会社）の佐々木かおり社長、それから、東京大学の空間情報科学センターの八田教授です。教育ワーキンググループは、1年間で35回ぐらい会議を開きました、そのなかには文部科学省との具体的な記載事項についての折衝もありました。各分野と比べて1番回数が多かったということで、委員の方の関心も非常に強かった分野ではないかと思っております。

もう1枚めくっていただくと教育分野の目次がありまして、1番右下の部分に、都市再生（抜粋）というものがあります。この工場等制限制度については単に教育だけの問題ではなく、都心部における工場立地や大学立地の両方が関係するものなので、都市再生の部分で具体的な議論をしたということで、こういう形になっています。具体的にどういう答申が書いてあるかは、1番後ろに抜粋をつけておりますので、後ほどご覧下さい。

それでは答申の内容に入らせていただきます。資料の32ページからですが、「問題意識」「改革の方向」「具体的施策」と大きく3つの部分に分かれています。「具体的施策」はこの後10数ページにわたって続いているわけですが、まず「問題意識」のところでは、6行目のあたりに「大学においては教育機関や教員が互いに質の高い教育を提供するよう競い合うことが、（中略）我が国の教育全体の質的向上に特に強く結び付く」ということが前提として示されています。ここでは「競争」という言葉は直接使っていませんが、大学が教育の質を高め合うよう競い合うというような表現で、「競争」ということを問題意識の根底におくことを示しています。次に「改革の方向性」ですが、「上記のような観点から事前規制を緩和するとともに事後のチェック体制を整備するなど、一層競争的な環境を整備することを通じて…」云々と書いてあります。まさにここでは、伝統的な規制改革の議論でのテーマである「事前規制から事後チェックへ」ということを、教育分野においても導入していくこうという改革の方向性を示した部分であり、以降これをベースにして具体的な改革の施策が記述されているという構成になっています。

大学・学部の設置規制の準則主義化

「具体的施策」の部分ですが、まず（1）は「高等教育における自由な競争環境の整備」となっています。ここでは、大学の主体的な判断による機動的な学部や学科の設置が必要であるということが宣言されています。これらの議論については、現在でも大学は当然に主体的な判断で学部等の設置をしているというような反論や、機動的にというが審査期間というのは随分短くなっているので今でも十分機動的だという反論がありました。確かに今までの規制改革、規制緩和の流れの中で審査期間は次第に短くなっているが、もっと短くしないといろいろ新規参入が進んでいかないのではないか、ということが基本的な概念として委員の間で共有されていたことは間違いありません。それから33ページ、右側の上の方ですが、「厳しい事前審査を行う一方で、事後的な監視点検が機能していない状況が」云々とあります。この部分は、会議の場から文部科学省に対してというよりも、大学一般に対して、自ら提供する教育サービスについての責任感の欠如と質の低下ということに警鐘を鳴らそうといった議論が背景になっています。ですから、事前審査を緩和し、事後チェック体制を強化するという行政的手法をとり、それで何を実現するかといえば、正に大学自身の教育サービスに対する責任感をよりかき立てていこう、もし質の低下があるならそれをカバーしていくこうという展開だといえます。また、最後のパラグラフですけ

れども、いわゆるセーフティーネットの部分についての議論です。セーフティーネットについては、当然、政府としてやらなければいけないことは幾つかあると思います。これから時代は、学生が大学選択をするにあたって、自分が学ぶ大学が4年後存在するかどうかわからない時代だということを前提に選択し、本当に学びたいことをきちんとお金を払って学んでいくという責任感を、学生に持っていただきたいということがあります。また、保護者の方も、本当にその選択が本人にとってよろしいのかどうか、よく考えていただきたいということです。答申としては、単に文部科学省に対して施策を提言するのみならず、大学に対しても意識改革を、また保護者や学生に対する意識改革も提言しているということです。

これらの全体的な考え方について記載された部分に続きまして、具体的な施策を提言しています。（ア）には「大学・学部の設置規制の準則主義化」と書いてあります。準則主義化という語は多少違和感のある言葉ではないかと思います。いわゆる法律上の法人設立の準則主義というのは、株式会社等の設立のような形であり、紙に書いて法務局に持っていくと自動的にできるというのですが、ここでは、そういうイメージで準則主義を使っていたわけではないということをご説明しておきたいと思います。すなわち、下の（ア）以降に書いてあることですが、「今のルールは明確であるけれども非常にわかりにくい。1つは省令があり、省令の下には告示があり、その下には指針があって、取扱方針があるというように、大変重層的な規定になっている。これをもう少しわかりやすくまとめるべきではないか」という提言がありました。具体的に中身を減らせばよいという話ではなく、わかりにくいものをわかりやすくするというのが最初のパラグラフの提言です。

続いてのパラグラフは、その中身についてももっと少なくすべきではないかという提言です。この部分で申し上げておきたいのは、ハードルを下げるという議論をあまりしなかったところで、本当に必要な制限であれば、当然そのようなハードルは残しておくべきであろうし、必要がないのであれば取るべきである、ともかく全体としてもっとわかりやすく簡潔ということを目指すべきとされました。

それから第3パラグラフですが、これは、審査、手続きについても簡素化していくべきという伝統的なテーマです。

次の第4パラグラフは、2行しかない部分ですが、非常に大きいテーマだと思っています。「学部の下部組織である学科については届出のみで設置または廃止を可能とすべきである」ということで、学科設置認可を届出制にという提言です。昭和50年頃から、学科についても設置認可が必要だとされてきましたが、学部の収容定員以内であれば、学科についてはもう届出でもいいではないか、というのが昨年までの議論であったと理解しています。今年は更に一步進めまして、全く新しい学科をつくるという場合についても、届出だけでいいではないかという提言をいたしました。

最終パラグラフは、「設置後において基準が満たされなくなった場合には文部科学大臣による是正措置等を講じるとともに、改善されない場合には閉鎖を命ずることができるようすべきである」ということです。文部科学省の方からは、もちろん現在でも学校教育法において閉鎖命令という規定はあるという説明がありました。しかし委員の側から「その実績はどれぐらいあるのか」と問われましたところ、大学についてはありませんという答えでした。それでは伝家の宝刀

ではあったのだろうが、もう今は効いていないのではないかというような議論になりました。ちょうどそういう議論をしている時に、中国人留学生の問題が起きて、文部科学省は早く是正命令をしたり、閉鎖を命じたりするべきではないかという議論がより活発になりました。そして、より明確に是正措置ということができるような規定を設けるべきではないか、ということになったわけです。これについては、後ほどご説明するアクレディテーションの部分にも非常に関係のあるところだと思っています。

以上のような具体的提言に続いて、やや説明的な記載がありまして、33ページ、1番下の4行ですが、「設置等に当たっては、学生教官比率云々の、数値的基準のみならず、大学として適正な教育カリキュラムや教員組織等の定性的な基準についても満たすものでなければならない」となっています。伝統的な規制改革の議論の中では、できるだけ自由な設立で競争的な環境をつくるためには、定性的な基準というのは少なくて、数量的な基準はきちんとつくってそれをクリアすれば大学として認めていいのではないかという考えが結構根強かったと思います。しかし今年は、教育カリキュラムや教員組織といったような中身がしっかりしていないと、果してそれは大学といつていいのかどうかということについて、初めて規制改革の場で議論したのではないかという印象をもっています。その結果として、各大学や学部が基準を満たすものであるかについては、事務的な確認のみならず、専門的な判断を要するものである、ということが示されました。この部分も、後で出てくるアクレディテーションにつながっていると考えていただければ読みやすいかと思います。

以上のような形で、いわゆる大学の設置ルールの簡素化について各種の提言をしました。その後、さらに具体的に、これだけは絶対にやってもらわないと困るということで挙げられているのが、(ア)から(エ)までの部分です。(ア)については、いわゆる大方針ですが「大学・学部の設置等に係わる認可に対する抑制方針の見直し」ということです。大学設置・学校法人審議会の大学設置分科会長決定で、大学・学部の設置及び収容定員増については抑制的に対応することとされていますが、これは非常に大きい問題ではないかと指摘されました。まず1つには、「抑制的に対応する」という國の方針を分科会長決定で定めるという姿勢が問題ではないかという発言がありました。また、全体的に抑制的に対応すると言いつつ、情報、看護など一部の分野については例外と書いてあることによって、特定の分野へと誘導的な方策を用いていることに対する強い反発がありました。全部ダメといっているのならまだしも、特定の分野だけいいといっているのはもってのほかだということです。そもそも参入は自由とするべきであって、どのような学問領域が今後我が国にとって必要かというのは、各大学が判断していけばいいではないかということです。あまり人気がない学問領域であっても、大学側が確固たる方針をもって参入するのであれば、認めて構わないのではないかというのが主な考え方でした。

校地面積基準、自己所有比率規制の緩和

続きまして、「校地面積基準、自己所有比率規制の緩和」です。これも非常に伝統的なテーマになっております。校地面積基準については、従来は6倍基準となっていたものが、数年前に3倍基準、それからますます小さくなっています。今年もまた、どれぐらいの基準だったらいいのかということについて一通り議論しましたが、なかなか結論がでない部分でした。本会議

の中では、35ページの1番上の部分の通り、大学にとって重要な因子は、校地の面積ではなく校舎の面積であるという議論がなされました。校舎のキャパシティーが十分にあれば、グランド、学生の休息施設などはいらないのではないか、という意見が出されました。文部科学省からは必要であるとの意見が出されているところです。また、「うちの大学はグランドはないけれども建物の中にこんな施設がある」とか、そういう情報を大学がそれぞれ公開して、いわゆる伝統的な大学とは違うことを十分示し、学生に納得させた上で学生募集をするのであれば差し支えないのでないだろうか、そのあたりは大学のアカウンタビリティーの中に入っているのではないだろうか、ということも議論したところです。

さらに、財務情報の公開という部分があります。ちょっとつながりが悪いのですが、財務情報がきちんと公開されなければ校地はいらないではないか、そもそも自己所有規制というのは学校経営の安定性、継続性のための指標であるという文部科学省からの説明があり、当初そこに関連づけて記載してあったわけです。結果的には、校地があるからといって財務情報の公開がいらないわけではないだろうという議論もありましたので、こういう形の記載になりました。

工場等制限法の在り方についての抜本的見直し

続いて、（ウ）の「工場等制限法の在り方についての抜本的見直し」についてです。1番後ろの都市再生部分の抜粋というところをご覧いただければと思いますが、中身としては、首都圏及び近畿圏の既成市街地等に産業及び人口の過度の集中を防止することを目的とする、いわゆる工場等制限制度の廃止に関するものです。

例えば東京23区内や、横浜市、川崎市の一部といった所が工場等制限区域の中に入るわけですが、その区域では、大学は新たに教室の床面積を増やすことができないという規制がありました。従来は、国土庁の大都市圈整備局というところがこの法律の担当であり、国土の均衡ある発展のためには、東京などに過度に大学が集中してはいけないという考え方のもとにあったわけですが、省庁再編以降、国土庁は国土交通省の一部局になって、もはや工場等制限制度という時代ではないというような気運が省内でも高まったそうです。現在の通常国会に廃止法案が提出される予定となっており、この3月までにはちょっと難しいと思いますが、平成14年度中には工場等制限制度を廃止することを目指して国土交通省では準備をしているところです。

工場等制限制度が大学に与える影響の大きさは、ご存じのことと思います。東京都心部で収容定員を増やして新しい学部や学科をつくりたいといった場合には、文部科学省としては教員や教室があればいいというところ、国土交通省では教室床面積は増やしてはいけないということになっていますので、教室床面積が増やせない以上、学生は増やせないこととなり、お互いの規制がかみ合うような形で、東京都心部における収容定員増を伴う学部等の設置というのは事実上できなかったということになります。また工場等制限区域のほかに、文部科学省において準制限区域というものを設けて、さらに横だし規制をしているということについても一緒に廃止を検討すべきとの提言がありました。このことはすでに文部科学省でも受け止めていて、大学分科会において議論を進める段階になっています。したがって、これらの規制を緩和することと、従来、規制緩和されていた六倍基準を三倍基準に変えることによって、大学は容積率さえクリアしていれば、同じ校地の面積で単純に考えて2倍の校舎面積を確保することができるわけです。2倍の校

舎面積が確保されれば、単純に言うと2倍ぐらい学生を受け入れられるような環境が整ったということです。あとは各大学の判断になろうかと思いますが、そういう大きなインパクトがあるのではないかと思っています。

第三者による継続的な評価認証（アクレディテーション）制度の導入

続きまして、工場等制限制度の廃止と並ぶ大きな議論であった「第三者による継続的な評価認証（アクレディテーション）制度の導入」の部分についてご説明をしたいと思います。大学の設置に関しては、「事前規制から事後チェックへ」という考え方方に立って議論してきましたが、このなかで、大学のクオリティーを落とさないためには一体どういった事後チェックシステムがあるだろうか、ということについて、今回は長い時間をかけて議論いたしました。伝統的な規制緩和の議論の中では、レッセフェールでいくべきということでした。すなわち、設置の基準をどんどん緩やかにしていくことで、いい大学が参入してきて、それについて大学全体のクオリティーは上がっていく、という議論だったわけです。しかしながら、ここ数年間の規制緩和により、新しく参入した大学の数、あるいは学部や学科の数は相当数増えていますが、そういう大学が非常に成果を上げているかというと、なかなかそういう状態にはなっていません。これは、今までの規制緩和に対する反省として、委員の間から度々発言ありましたが、単なるレッセフェールでは、大学の質というの向上していかないのではないかということです。

大学の質を向上させるための仕組みということで、これまで、昨年の規制改革委員会の答申にもありました、情報公開と第三者評価、この二つを総合的に進めることによって大学のクオリティーアップをはかっていこう、ということが議論されてきました。今年の議論はそれをさらに進めて、単に第三者評価ができればいいねという形ではなくて、具体的な第三者評価についてのイメージを積極的に提言することになりました。それが35ページの（イ）のところの、アクレディテーションの導入というところです。そこでは、具体的なアクレディテーション制度についてのイメージが提示されています。この中を順に見ていくたいと思います。

この部分の冒頭には、評価認証制度の導入と、法令違反等の場合における文部科学大臣による是正措置等の導入を提言しているところです。また、「この制度を整備していくため、次のようなシステムの導入が必要と考えられる」と書いてあり、ある程度文部科学省の方に投げかけをしたというような形になっています。ですから具体的な制度設計については、これから文部科学省の方で議論を進めることになるかと思います。総合規制改革会議としては、以下に掲げるようなものを兼ね備えたものが、これまでの大学に対する第三者評価ではなく、新しい第三者による評価認証制度としては必要ではないかという形の提言となっております。

第1のポイントは、文部科学大臣による認定を受けるということです。第三者評価というのはこれまでもありましたが、それは世間的にいいう勝手格付け、あるいは新聞社等による大学ランキングというような形で出ていました。今回提言している第三者評価制度においては、評価のガイドラインに基づいて適切に評価を行うことが可能かどうかについて、文部科学大臣の認定を受けることが必要であるとしたところです。もちろん世の中には、認定を受けない評価機関というのが存在しても差し支えない。しかしながら以下に述べるような、場合によっては是正措置を命じることができる評価となるものは、評価のガイドラインに従った機関評価でなければならないと

ということです。当然、不適切な評価を行った場合には評価機関に対する認定は取り消されることになります。評価機関、すなわちアcreditation機関の認定が取り消されると、その機関の評価を受けている大学は、別の機関に評価を受けようという動きが出るものと期待しています。

2つ目のポイントとしては、各アcreditation機関は、そのガイドラインに従って各大学への評価を行うことになるということです。実は、ここには十分書いてないのですが、2つの考え方があります。文部科学大臣が定めるガイドライン通りの評価だけをやる場合と、文部科学大臣が定めた基準にさらにプラスして、それを基準にして評価する場合との、二階建てのアcreditation制度というものがイメージされています。したがって、最低限のガイドラインをクリアした大学を、ベーシックなアcreditationをとった、大学として最低限の必要条件はクリアする大学、と考えました。さらに、上乗せの高い基準を自ら設定している特定の評価機関のアcreditationを受けている場合には、プレステージアスなものと世間から判断されることになるという、このような環境が整うこと期待しております。

それから、「事後チェック体制整備の観点から、一定期間に一度、認定を受けるということと、評価認証結果を公表する義務を負うものとする」。これは当然のことだと考えております。評価を受ければ、評価内容についての公開というのも必要になると思います。それは当然、学生が大学を選択する際の基準になると思います。

次のポイントは「いずれの機関からも評価認証が受けられなくなった場合には、文部科学大臣は大学の認可を取り消すことができる」となっているところです。当初は、直ちに大学の認可が取り消されるべきとの議論がありました。つまり、アcreditation機関に生殺与奪の権を与えてしまおうということだったのですが、それでは政府としてあまりに無責任ではないかとの議論もあり、その下に記載されているように「法令違反等の実態が明らかになった場合には是正措置等を講じた上で、更に改善が見られないものについて認可を取り消すことも検討されるべきである」という形になりました。ですから、評価認証が受けられないような事態があった場合、大学は別の評価認証機関を探し、それで事なきを得られればいいのですが、どこの評価認証機関も大学として認めてくれないという事態になった場合には、文部科学省は認可を取り消すことになるという構造です。認可の取り消しというのは最終的なものだというイメージで、それまでは大学をサポートするシステムとしてのアcreditation機関や是正措置等の中で、大学が自ら改善していく努力をかき立てていこうというのが会議の考え方がありました。

一番最後は、評価認証機関は株式会社でも構わないというポイントです。現在、第三者評価機関については、大学評価・学位授与機構が国立大学に対する評価を行おうとしていますし、大学基準協会の存在もあります。そういうもので第三者評価という体制は十分できているのだという、文部科学省の主張もあったわけですが、大学と同様に、評価認証サービス自体についても競争的な環境が必要であるという議論がありました。そして自由設立主義で、株式会社でも構わないということになりました。米国においては、6つのアcreditation機関が地域毎に存在していますが、そういう地盤独占型の機関については、委員の間では受け入れられませんでした。独占ということが、評価認証のクオリティーが上がっていかない原因になるのではないかという考えが、その背景にあったということです。

アcreditationについての最後の部分では、工学教育や医学教育などの専門分野別、高

度職業人養成、通信制云々の、いわゆる専門アcreditationというものについても普及支援を図ることが必要だと述べられました。先程の、大学の財政運営とか、大学という存在としてはどうか、ということに関するアcreditationに加えて、例えばビジネススクールとしてのクオリティーはどうなのか、あるいはロースクールとして、医学部としてどうなのかというように、カリキュラムの中に更に一步踏み込んだような形で専門的にアcreditationを行う機関が必要であるということです。ですから我々のイメージとしては、ジェネラルなアcreditationを一つ、あるいは二つ持ち、それから設置する学部の形態によって多様なテーマ別のアcreditationを複数もっている、というようなシステムを考えて、今回の答申に至ったということです。

学生に対するセーフティネットの整備等

「学生に対するセーフティネットの整備」の部分ですが、ここはいろいろ議論しましたが、最終的には、「適切なセーフティネットの整備を検討すべき」という具体的中身が明確でない提言になってしまいました。大学がいざという時になったら、それは大学自身がそもそも考えるべきことだという考えが委員の意識の根底にありましたから、政府がセーフティネットを一体どこまでつけてやるべきなのかについてはいろいろ検討しました。そこでは、学生の就学機会の確保、学習の継続ということだけは、政府の責務として、ある程度考えなければいけないのではないか、という議論になり、具体的には、いわゆる保険制度を大学間でつくるべきではないかとか、授業料相当額がすぐに学生に返還できるような基金を必ず積まなければいけないことにするとか、さまざまな提案が行われました。最終的には、受験生の間に不安があるような大学の場合には、「いざという時には別の大学に移ることができる」というようなことを、あらかじめ他の大学と補完をしつつ学生募集をするという形で、各大学が主体的にこのような不安を解消していくのが必要であろうということになりました。

教員のセーフティネットについては、会議の中では、特別に考える必要はないであろうと考えられておりました。そもそも教員はそれぞれ専門性をもっているので、それでやっていけるだろうし、もし不安があるならば雇用保険の仕組みの中で保護するというのが、政府としては一番適切な方針であろうということで、教員については特段の議論はなかったと言えます。

それ以外には、研究体制の強化、寄付金・受託研究の非課税措置の問題、任期付き教官に対する処遇の改善について、また大学組織の活性化ということでアウトソーシングなどもできるようになる、という議論がありました。競争時代ということになると、当然、研究体制の強化ということは各大学が進めていくわけですが、その中で、公務員という制度からくる制約が、国立大学を中心として競争力のアップにつながっていない、あるいはそれを阻害しているということであれば、その制約を一つずつ外していくことという提言です。受託研究については、昨年ついに非課税化ということになりましたので、次は寄付金の非課税化を実現しようということです。しかし、財務省としては、個人からの寄付については、国に対する寄付と学校法人に対する寄付は同レベルの措置となっているので、これは無理だろうと言われています。また、法人からの寄付についても、国に対する寄付というのは税金を納付するのとは別の効果があるし、実際に納税額よりも多くの額を寄付する必要性があるので、学校法人に対する寄付を国に対するものと同じように考

えるのは無理だろうということで、非常に強い抵抗があるようです。ここは、また来年以降も議論していくように引き続き継続的検討をする、ということで終わったところです。任期付き教官への処遇の改善や事務部門のアウトソーシングについては、私学ではあまり問題にはならないと思いますが、国立大学の競争力の阻害になっているのであれば、外していこうという議論になっています。

ダブルメジャーとパートタイム

続きまして、また1枚めくついていただくと、「ダブルメジャーとパートタイム」と書いてあります。ダブルメジャーについては、すでに大学の自主的な判断で導入することができるようになっていますし、パートタイム学生についても、同様であったと考えています。パートタイム学生の学費や在学年数などの問題について、今より規制が緩くなったら、特に社会人がもっとたくさん大学にくるようになるのではないか、こういうことを背景にした提言になっていることができます。

高等教育に対する公的支援の在り方の見直し

(3) の「高等教育に対する公的支援の在り方の見直し」についてですが、(ア) の部分は競争的研究資金の拡充ということで、従来からの議論と重なる部分です。

(イ) の部分は、大学における教員評価の導入ということです。進研アドから出版されている『B E T W E E N』における早稲田大学の奥島総長のインタビューで、「教員評価についてはもっと踏み込んだ提言をするべき」というご発言があったと聞いておりますが、教員評価の導入についても今回会議では長い時間をかけて議論した部分です。大学の先生というのは、競争が少ないから学生に対しても競争的な雰囲気が出ていかない、大学自体も、もっと競争的になるべきだという認識が委員の間に強くあったと思います。それは、当会議が主に経済界のメンバーを中心しているからということもありますが、委員になっている大学の先生自身からも、もっと競争が激しくないと研究成果を上げることについてのインセンティブも働かないというような意見があつたと思います。ですから教員評価を積極的に導入していく、より質の高い教育を提供することや、研究実績を上げていくことを目指す。また、大学の組織がより活性化されるような方策をとった人も評価を受けるべき対象であるということを前提として、教員評価の導入を提言したことです。

具体的な中身については、まず、個々の教員の目標設定。それから、設定された目標に対する評価システムの構築、それから、評価基準、審査方法の確立。これらの評価を実行するためには、大学におけるマネジメント改革といったものが必要です。非常に大きなテーマについて、一つのパラグラフで書いてあるわけで、ここは、会議から大学に対するメッセージの部分ということになります。したがって行政としては、例えば、先ほどのアcreditationの中で、教員評価を適切に行うということを評価の一つの基準に取り入れるような形で、その教員評価の実施をはかっていくことになるのではないかと考えています。

この部分で特に申し上げておきたいのは、中段以降です。一律の外的基準を設けて評価するという方法については、無理があるとしており、例えば、教員評価の基準を国で一定に定めて、全

での教員についてその物差しを当てていくという方法では、教員の専門性の高さや、職務の多様さ、評価に要するコスト、指標の妥当性の限界、いずれの面からも全く検討の余地がないということになりました。では、どういう形で教員評価を進めていくのかということについてですが、前提として、大学、学部、学科という大学の組織の使命を明確化すること、それから、教員を評価する体制づくりが必要になってきます。基礎学術系の学部の教員と、ビジネススクール等の職業的な学部の教員では、当然、評価の方法も違ってくるだろうし、求められる資質も違ってきます。ですから、各大学の中で大学の方向性を明確にしていただきて、その目標に向かって教員評価をするべきだという議論がありました。こここの部分についてはやや生煮えな感じの答申になってしまったことは否めないと思いますが、平成15年度まで時間が与えられたので、具体的なシステムづくりについては文部科学省において一層の研究が必要であると思われます。

一番最後の、「国立大学の法人化に関する方向性の確定」云々ということです。国立大学がより競争を高めるためには、キーになるのは人である。そうである以上は、公務員という制度の中に閉じ込めておくよりも、非公務員型にして、より自由な処遇と、兼業等の規制を緩和していくことが必要ではないかという議論です。規制改革において産学連携の観点から、特許の問題、兼業問題については長年議論してきたわけです。非公務員型の選択をすることによって、その兼業問題に一つのピリオドを打つことができるのではないか。国立大学の中で兼業を認めるかどうかについては、必要であれば、各大学内の就業規則で縛っていくことになるかと思いますが、会議としては、大学の判断で兼業が自由にできるようになってしまっても差し支えないという見解です。3月末に法人化についての基本的な方針がまとまるこことなっていますが、その事務局試案でもすでに、非公務員型の選択については言及されているところです。職員も含めた非公務員型の選択が示されたところですので、会議としては非常に満足をしています。ただ、ここで終わってはいけないといわれていますのは、大学のみならず、いわゆる試験研究機関に属する研究公務員についても、今後、非公務員型への転換を求めていかなければならないのではないかという議論があるからです。研究の世界において、大学、研究所、企業、あるいは政府部内といったところを、ぐるぐると人が回っていくような環境をつくるための第一歩が、この非公務員型の採用であって、研究公務員の非公務員化も含めて、今後もどんどん議論が深まっていくべき部分だろうと考えています。

おわりに

以上のように、今年の総合規制改革会議は、教育を社会的規制の一つの大きな分野と捉えて議論してまいりました。全体会議、経団連からのヒアリング、そういう場でも大学に対するメッセージは非常に強く現れているのではないかと思っています。総合規制改革会議だけではなく、政府の経済財政諮問会議の中でも、経済活性化のために必要なものは何かということで、非常に小さいテーマはいろいろ議論されますが、やっぱり最後は大学だという議論に戻ってしまうそうです。ここ数回の諮問会議の中では、大学、大学教育というものがテーマになっていると聞いています。今後、今年のような規制改革のテーマだけに止まらず、もっと大学自体のシステムを競争的にし、クオリティーを上げていくための方策について、政府のレベルからも提言があるのでないかと思っています。

本日のテーマである、大競争時代の大学に向けて、競争的環境はこれまで以上にますます強くなっていくと思います。少子化の影響と定員との兼ね合いでいくと、誰でも大学に入れるから供給過剰だという議論がありますが、もっと競争的になって、もっと良い供給が増えて、悪い供給が淘汰されるような環境をつくっていくことが、大学のクオリティー向上のためには必要である、そのためには、下の方からの大学改革を待っているのではなくて、上の方から否応なしに大学に対して競争的な環境をつくっていくことが必要だ、という考え方が非常に強まっているな、というのが1年間の会議を終わってみての私の感想です。

以上をもちまして、総合規制改革会議の第一次答申のご説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上